

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和5年8月14日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

(仮称) リニア山梨県駅前の官民連携まちづくりに向けた基盤整備検討調査等業務

2 業務概要

本業務は、本市が公表したまちづくり基本方針(案)の実現に向け、これまでに実施した当該エリアにおける民間事業者の意向調査業務の結果等を踏まえ、市街地整備の骨格となる基盤施設(道路、水路及び交通広場)の概略設計及び民間活用ゾーンと公的活用ゾーンの配置検討を行うことを目的とする。また、官民連携まちづくりの推進のために必要となる多方面からの意見聴取やPPP/PFI導入可能性の検討を行う。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

4 参加資格要件

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。なお、設計共同体として参加する場合は、設計共同体の構成員すべてが次の(1)～(10)、(15)(16)の要件を満たし、いずれかの構成員が、(11)～(14)の要件を満たすこと。

(1) 法人格を有していること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立がなされていないこと。（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立がなされていないこと。
- (6) 金融機関の取引停止処分がなされていないこと。
- (7) 解散又は廃業した法人でないこと。
- (8) 本事業にかかる公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく資格停止を受けていないこと。
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしていないこと。
- (10) 甲府市又は事業所の所在地の自治体が課する税について滞納をしていないこと。
- (11) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく「都市及び地方計画部門」の登録を受けている者。
- (12) 令和 5 年度の甲府市の入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。
- (13) 過去 5 年（平成 30 年 4 月 1 日以降）において「駅前広場（交通広場）の概略設計業務」または「PPP/PFI を活かしたまちづくりの調査・検討業務」を実施した実績を有すること。
- (14) 下記の技術者を適切に配置できること。

**【管理技術者・主務担当技術者】**

ア 以下のいずれかの資格等を有する（登録してある）こと。

- ・技術士「総合技術監理部門」（建設）
- ・技術士「建設部門」（都市及び地方計画）
- ・RCCM（都市及び地方計画）

イ 公告日時点で連続して 2 ヶ月以上の雇用関係があること。

ウ 過去 5 年（平成 30 年 4 月 1 日以降）に、「駅前広場（交通広場）の概略設計業務」または「PPP/PFI を活かしたまちづくりの調査・検討業務」

を管理技術者又は担当技術者として従事した実績を有すること。

**【照査技術者】**

ア 以下のいずれかの資格等を有する（登録してある）者とする。

- ・技術士「総合技術監理部門」（建設）
- ・技術士「建設部門」（都市及び地方計画）
- ・RCCM（都市及び地方計画）

イ 公告日時点で連続して2ヶ月以上の雇用関係があること。

(15) 設計共同体の場合、構成員は単独の事業者又は他のグループの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(16) 上述(1)～(15)のほか、次のいずれかに該当する場合は、参加資格を有しない。

ア 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

## 5 手続き等

### (1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等を、甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

### (2) 提出方法等

参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

## 6 連絡先

甲府市企画財務部リニア交通室リニア政策課リニア政策係

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5114

電子メール：rinia@city.kofu.lg.jp